

平成21年8月10日

「消費者庁関連法の施行に伴う農林物資の規格化及び品質表示の適正化
に関する法律に基づく府省令案」に対する意見書

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房消費者庁・消費者委員会設立準備室 御中

東京都中央区日本橋掘留町1-3-9

日本橋三英ビル3階

日本食品添加物協会

会長 鈴木 武



「消費者庁関連法の施行に伴う農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく府省令案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 意見項目

「現行の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）」に相当する内閣府告示案についての意見

2. 意見及び理由

2-1. 第4条第1項第2号原材料名に関する意見

(1) 意見

使用した原材料については、「食品添加物以外の原材料」と「食品添加物」に区分することなく、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示することに變更いただきたい。

(2) 理由

①CODEXの表示基準はもとより、米国、EU等ほとんどの国において、「食品」と「食品以外の原料（食品添加物等）」に区分することなく、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する基準が規定されています。

（参考添付資料：平成17年3月23日第22回食品の表示に関する共同会議において配付された資料）

- ②「食品添加物以外の原材料」と「食品添加物」に区分して表示させることは、食品添加物に対して誤解を与えるだけでなく、差別化、不安視化、有害視化にもつながり、一般消費者の選択の基準を誤らせる恐れが強いものと考えられます。

2-2. 第6条表示禁止事項に関する意見

(1) 表示禁止事項への「無添加等の表示」の追加

①意見

「無添加」、「不使用」又はこれに類似する用語」を表示禁止事項に追加いただきたい。

②理由

- 1) 単なる「無添加」、「不使用」等、訴求対象である原材料等が明瞭でない表示については、食品添加物原材料のみならず食品原材料についても無添加、不使用と解されるのが一般的であり、著しく正当性を欠くものであり、一般消費者の選択の基準を誤らせる恐れが強いものと考えられます。
- 2) 「しょうゆの表示に関する公正競争規約」及び「ドレッシング類の表示に関する公正競争規約」においても、「単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明瞭でない表示」については、不当表示の禁止事項とされています。

(2) 表示禁止事項への「食品添加物無添加等の表示」の追加

①意見

「食品添加物無添加」、又はこれに類似する用語」を表示禁止事項に追加いただきたい。

②理由

- 1) 食品添加物を使用しないものがあたかも優良であるかの如き誤認を一般消費者与え、選択の基準を誤らせる恐れが強いものと考えられ、食品添加物に対して誤解を与えるだけでなく、差別化、不安視化、有害視化をますます助長するものと考えられます。
- 2) そもそも食品の表示は、「食品添加物無添加」のように使用していないものをあえて表示するのではなく、使用した食品添加物や食品原材料を正しく表示することこそが、本来の表示のあり方であると考えます。
食品添加物は、厚生労働大臣が人の健康を損なう恐れがないものとして

認められたものであり、法律に基づき適正に使用する限り、安全性に問題がないことはもちろんのこと、加工食品にはなくてはならない有用なものと考えられます。

(3) 表示禁止事項への「特定の食品添加物無添加等の表示」の追加

①意見

「特定又は特定用途の食品添加物を使用していない旨の表示」、又はこれに類似する表示」を表示禁止事項に追加いただきたい。

②理由

- 1) 食品添加物を使用しないものがあたかも優良であるかの如き誤認を一般消費者与え、選択の基準を誤らせる恐れが強いものと考えられ、食品添加物に対して誤解を与えるだけでなく、差別化、不安視化、有害視化をますます助長するものと考えられます。
- 2) そもそも食品の表示は、「食品添加物無添加」のように使用していないものをあえて表示するのではなく、使用した食品添加物や食品原材料を正しく表示することこそが、本来の表示のあり方であると考えます。
食品添加物は、厚生労働大臣が人の健康を損なう恐れがないものとして認められたものであり、法律に基づき適正に使用する限り、安全性に問題がないことはもちろんのこと、加工食品にはなくてはならない有用なものと考えられます。
- 3) 「しょうゆの表示に関する公正競争規約」及び「ドレッシング類の表示に関する公正競争規約」においても、「特定又は特定用途の食品添加物を使用していない旨の表示」については、不当表示の禁止事項とされています。

以上

食品添加物表示制度の諸外国との比較

2005.3.23

	日本	米国	EU	Codex
表示の基本的ルール	使用した添加物を物質名で表示する(食衛法) 食品添加物以外の区分と食品添加物の区分に分けて、それぞれの区分毎に重量の多い順に表示する(JAS法)	食品素材、食品添加物、GRAS物質の別を問わず、一般名もしくは慣用名を含有量の多いものから順に表示する 但し、2%以下の含量物はその旨の表示後に順不同に表示する(21CFR101.4(a))	食品添加物は原則としてすべて物質名もしくはE番号を表示する 食品素材と食品添加物を区別せず全ての原材料を製造時点における比率の高い順に表示する(EU Dir2000/13/EC)	食品添加物は原則としてすべて物質名もしくはINS番号を表示する 食品素材と食品添加物を区別せず全ての原材料を製造時点における比率の高い順に表示する(Codex Standard 1-1985、1991改訂)
表示方法	(原則)物質名	(原則)一般名、慣用名	(原則)物質名 or E番号	(原則)物質名 or INS番号
	(物質名の代わりに) 簡略名・類別名 簡略名・類別名表示可能な添加物は通知で規定	簡略名・類別名 一般名、慣用名が類を示している添加物がある(カカオ、レシソ等) 簡略名をCFRで規定(21CFR101.22(k))	簡略名・類別名 物質名が類を示している添加物がある(アントシアニン類、加糖類、炭酸ナトリウム類、脂肪酸塩類等)	簡略名・類別名 物質名が類を示している添加物がある(アントシアニン類、加糖類、炭酸ナトリウム類、脂肪酸塩類等)
	(物質名等と用途名併記) 甘味料等8用途を省令で規定	用途名併記 保存料、膨脹剤、イーストフード、パン生地調整剤、食感保持剤の5用途を規定(21CFR101.4(b))	用途名併記 甘味料等22用途を規定	用途名併記 甘味料等23用途を規定
	(物質名の代わりに) 一括名 香料、酸味料等14用途の食品添加物を省令、通知で規定	一括名 香辛料(抽出物を含む)、天然香料、合成香料、ガム、フェニルガム軟化剤 検定が義務付けられていない着色料(21CFR101.22)	一括名 香料、ガム、フェニルガム(ガム、フェニルガムは食品添加物の範囲外)	一括名 香料、ガム、フェニルガム(ガム、フェニルガムは食品添加物の範囲外)
	文字の大きさを規定、原則8ポイント	文字の大きさを規定、原則文字サイズは高さ1/16インチ(約5ポイント)以上(21CFR101.2)	文字サイズの規定はない	文字サイズの規定はない
表示が省略できる場合	加工助剤 定義:「食品の加工の際に添加される物であって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させる者ではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないもの」	加工助剤 定義:「食品の加工の際に添加されたが、最終食品として包装する前に食品から除去されるもの、又は食品中に通常存在する成分に変えられ、食品中に天然に存在するその成分の量を有意に増加させないもの、又は最終食品中に極くわずかなレベルでしか存在せず、その食品になんら影響を及ぼさないもの」(21CFR101.100(a)(3)())	加工助剤 定義:「それ自身が食品原料として摂食されず、食品、原材料の処理あるいは加工にある技術的目的を達成するために意図的に使用され、その物質またはその誘導体が最終製品中に非意図的にしかし技術的に必然的に残存しても、それが健康に危害を及ぼさず、最終製品に技術的影響を及ぼさないもの」(EU Dir89/107/EEC)	加工助剤 定義:「食品または食品原材料の加工の過程において技術上の目的で使用され、その結果、最終食品中にその残留物が非意図的に不可避免的に残る可能性があるもの」 食品添加物には含まれていない。
	キャリーオーバー 定義:「食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう」	キャリーオーバー 定義:「最終食品中に僅かな濃度でしか存在せず、かつその食品中ではまったく技術上または機能上の効果を持たない食品添加物であり、そのものが技術上または機能上の効果を示した他の食品に用いられ、その食品が最終食品に用いられたためその食品中に存在する食品添加物」(21CFR101.100(a)(3)(i))	キャリーオーバー 定義:「原料に含まれることによるのみ最終製品に存在するが、技術的な効果を発揮しない食品添加物」	キャリーオーバー 定義:「原材料(食品添加物を含む)に対して食品添加物の使用が認められていて、その量が許可されている最大量を超えておらず、食品が、原材料より持ち越される量より多量の当該食品添加物を含有せず、持ち越された食品添加物の量が食品中で効果を発揮するのに必要な量より有意に少ない場合」
	栄養強化目的	間接食品添加物(21CFR101.100(a)(3)) 特定の規格食品(バター、チーズ、アイスクリームに用いられた着色料)(21CFR101.22(k)(3))	栄養強化剤は食品添加物の範囲外	栄養強化剤は食品添加物の範囲外

CFRとは、FDA(米国食品・医薬品局)が制定するCode of Federal Regulations(連邦規則集)のこと。